

5 計画の推進に向けて

5.1 各主体の役割

環境基本計画を推進するためには、市を始めとして、市民、事業者といった各主体が環境の保全に対する責務を認識し、それぞれの立場において、又は協働によって、環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。

(1) 市の役割

市は、環境の保全に関し、地域の特性を生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、市民・事業者の協力を得ながら、又は協働しながらこれを実施します。施策の策定に当たっては、市民・事業者に対して、必要な情報の提供に努めるとともに、計画段階からの参加を求めます。

市は、施策の策定及び実施に当たり、広域的な取り組みが必要とされる場合には、国、県、近隣の市町村、その他関係機関と協力して行うように努めます。

(2) 市民の役割

市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。

市民は、地域の特性を生かした環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、又は市や事業者と協働して環境の保全に取り組みます。

(3) 事業者の役割

事業者は、事業活動を行うに当たって、事業活動に伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。また、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。

事業者は、事業活動に関し、地域社会の一員として地域の環境に十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、又は市や市民と協働して環境の保全に取り組みます。

5.2 広域的な連携

本市は、東三河地方の中心都市として、また、三遠南信地域の拠点都市として、広域における総合的な地域づくりや基盤整備の推進に重要な役割を担っています。また、豊川、弓張山地、遠州灘、三河湾など、市域を超えた広域的な環境の保全についても、近隣市町村あるいは国や県と連携を図りながら率先して取り組んでいきます。

5.3 計画の進行管理

市は、環境基本計画の推進に当たって、庁内組織である「豊橋市環境調整会議」において各部局が実施する施策の連絡と調整を行い、進行状況を年度ごとに評価したものを「豊橋市環境審議会」に報告するとともに、市民・事業者に対して年次報告書「とよはしの環境」及び市ホームページにて公表します。

その際、環境審議会などの意見を聴きながら、環境基本計画の効果的な推進に努め、施策の進捗状況や社会情勢の変化を考慮しつつ、必要に応じて施策などの見直しを行います。

(1) 推進組織

豊橋市環境審議会

環境基本条例第18条の規定に基づき、環境基本計画の策定、変更や環境保全に関する基本的事項を調査審議するための機関として設置した審議会で、学識経験者、関係団体、市民などにより構成されています。

豊橋市環境調整会議

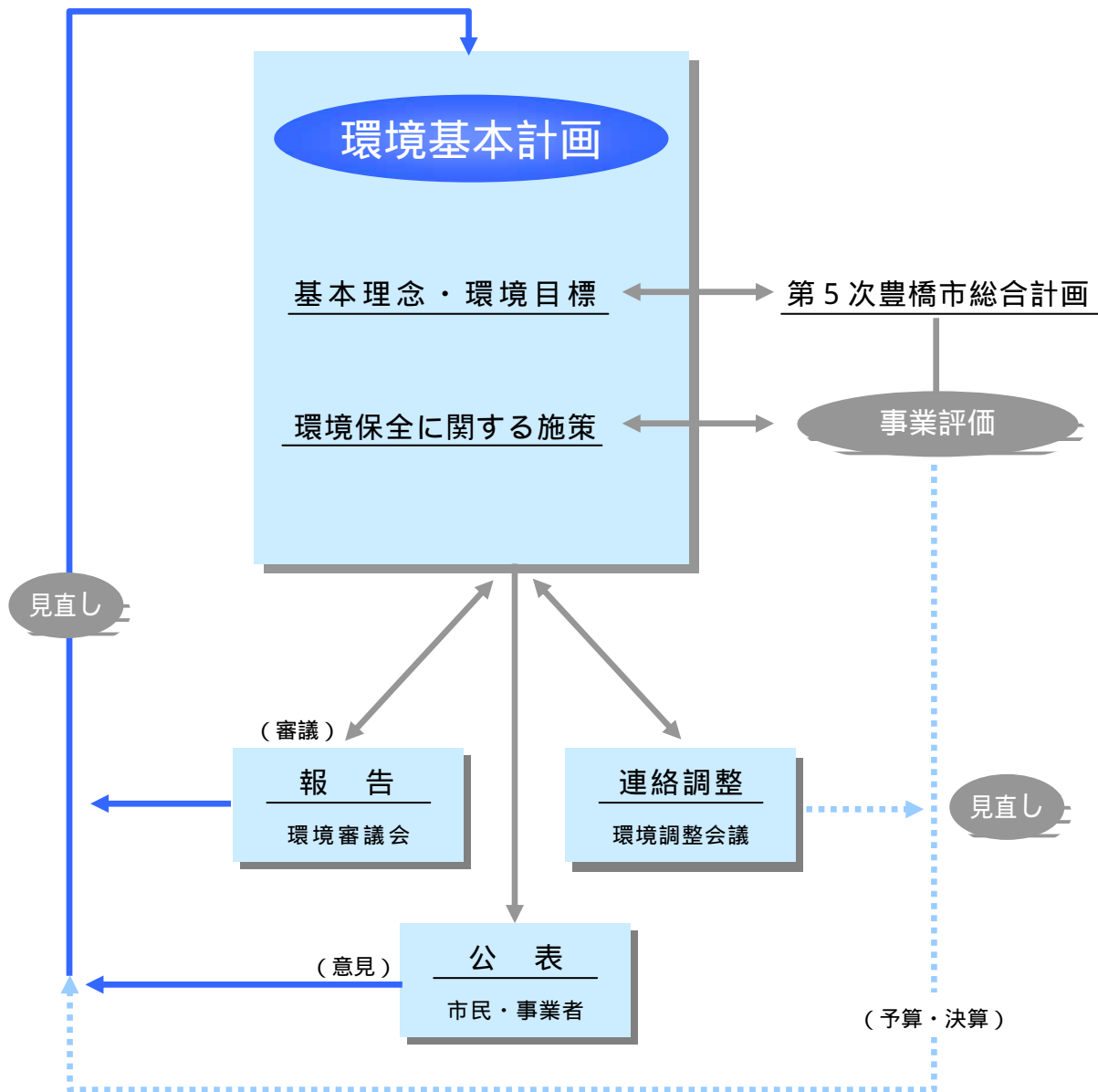
環境の保全に関する施策の連絡及び調整を目的として設置した市の庁内組織で、副市長及び関係部局長により構成されています。

(2) 施策評価の手法

本計画の施策の評価は、施策ごとに設定した「取り組みの目標」の進捗状況や、「具体的な取り組み」の実施状況のとりまとめなどを行い、継続的な改善に努めます。

(3) PDCA サイクル

本計画を確実に推進し、目標とする基本理念、環境像を実現するために、PDCA サイクルによる継続的な改善を図ります。



5.4 環境配慮指針について

今日の環境問題は、身近なことから地球規模のことまで、私たちの日常生活や事業活動と密接に関わっていることから、市民や事業者が自主的にライフスタイル・事業活動を見直し、環境への負荷を少しでも軽減することが求められています。

市は、環境基本条例第10条の規定に基づき、市民や事業者が自らの活動の中で環境保全のために配慮すべき事項を「環境配慮指針」としてまとめ、公表しています。この環境配慮指針は、「日常生活編」及び「事業活動編」の2部で構成されるものです。

(1) 日常生活編

日常生活編では、家庭における環境配慮事項として、1)生活排水やごみ分別など周辺への配慮、2)電気・水道・ガスの使用など資源やエネルギーへの配慮、3)環境学習や地域活動への配慮の大きく3項目に分けて、具体的な配慮の方法を示しています。

(2) 事業活動編

事業活動編では、事業所における環境配慮事項として、1)公害や環境汚染の防止など周辺への配慮、2)水資源・森林資源の保全や省エネルギーなど資源やエネルギーへの配慮、3)環境学習や地域活動への配慮の大きく3項目に分けて、具体的な配慮の方法を示しています。

